

学校での対応

連携した対応

ステップ0 児童が安全・安心に学校生活を送るために

- ・学習活動等を通して、自己肯定感・自己有用感を高めるとともに、よく考えて行動し、他人を思いやる等、無限の可能性をのばす子どもを育みます。
- ・個別最適な学びと協働的な学びを推進し、児童の様子を全教職員で定期的に情報共有を図ります。
- ・学校で起きた事案は、学級担任だけでなく、学年、生徒指導主担者、管理職が関わるなど、組織的な問題解決に努めます。

学校・家庭・地域の連携

- ・管理職・担任・生活指導主担者・養護教諭・心の教室相談員・SC・SSW・登校支援協力員等と常に連携し、児童の状況についての情報共有の場を持ちます。
- ・学校だけでなく、校区コミュニティの皆様や登下校見守り隊やいきいき広場、子ども食堂等、地域の皆様にも子どもたちを見守り支えていただいています。

ステップ1 連続欠席が2日、または月間の断続的欠席が3～5日

担任等による電話連絡等を行います

- ☐欠席理由
- ☐医療機関への受診の有無について
- ☐次の登校時の連絡 等

※欠席理由が不明瞭な場合、家庭訪問等をして確認させていただくこともあります

学級・学年・教科担任等、校内での情報共有

- ①学級での様子
- ②人間関係
- ③学習状況の確認
- ④スクリーニングシート
- ⑤その他

不登校対策検討委員会
を開催

ステップ2 連続欠席が3日以上、または月間の断続的欠席が6～9日

担任等による家庭訪問を行います

- ☐子どもの表情・様子 ☐家庭環境
 - ☐子どもの生活リズム ☐保護者の見立て
 - ☐子どもの友人関係 ☐登校への意欲レベル
 - ☐子どもと保護者の関係性 等
- に注意しながら、お子さんの様子を観察します

SC や SSW 等の専門家、教育委員会と連携

- ①家庭環境
- ②学校での様子
- ③学習状況
- ④過去の欠席状況
- ⑤支援を要する場合の対応

ケース会議

情報共有した内容は、
学校全体で共有します。

ステップ3 長期欠席(学期内で 10 日以上、年間 30 日以上)

①学校とのつながりを切らない努力をします

- ・電話・タブレットを活用した継続的な連絡、家庭訪問を実施します
- ・行事への参加の仕方も家庭と相談します

②保護者、本人の意向の確認

- ・学習の仕方の確認(タブレットの活用等)
- ・SC、SSW 等専門家相談へつなぐ
- ・別室対応(校内教育支援ルーム)

個別対応が行えるよう、校内体制の確保に努めます

学校外の組織との連携

①教育支援センター「ルポ」

- ・直接、家庭からの申し込みが可能。お子さんの状況等をセンターと学校で情報共有しながら支援をします。

(枚方市教育文化センター別館1F ☎050-7102-3154)

②フリースクール等の民間施設

③院内学級(長期入院の場合)

④その他、必要に応じてつながる関係機関

- ・医療 ・診療内科(発達に関すること)
- ・少年サポートセンター(非行に関すること)

長期欠席(学期内で 10 日以上、年間 30 日以上)が続き、ご家庭との連絡も取れない状況になった場合は、児童虐待防止法に基づき、児童の安全が確認できないことか学校には公的関係機関への通知や通告義務が発生します。学校が連携する関係機関として、主に右の表にあるものがあげられます。学校対応について保護者の方から過度な要求があった場合、教育委員会を通してスクールロイヤーに相談することもあります。

	連携する関係諸機関
就学義務違反	教育委員会
虐待	まるっとこどもセンター 中央子ども家庭センター
非行	少年サポートセンター

不登校の状況は多様であり、本方針とは異なる個別の対応を行うこともあります